

ひきこもり関連施策

平成25年5月 厚生労働省

「ひきこもり」について

「ひきこもり」とは

○ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。(他者と関わらない形での外出をしている場合も含む)

・ひきこもりには、確定診断がなされる前の精神障害が含まれている可能性がある。

＜思春期・青年期ひきこもりケースの背景にある精神障害の実態把握＞

- ・実施方法: H19～H21年度に、全国5か所の精神保健福祉センターにひきこもりの相談に訪れた16歳～35歳の方(本人の来談)184人に精神科的診断を実施(分担研究者:近藤直司の調査による)
- ・結果: 診断の確定は約8割に当たる149人、情報不足等のための診断保留が35人
 - 第一群(統合失調症、気分障害等の薬物療法が中心となるもの)49人 (32.9%)
 - 第二群(広汎性発達障害や精神遅滞等の生活・就労支援が中心となるもの)48人 (32.2%)
 - 第三群(パーソナリティ障害や適応障害等の心理療法的アプローチが中心となるもの)51人 (34.2%)
 - 分類不能1人 (0.7%)

・背景にある精神障害の診断や治療だけではなく、ひきこもりがもたらす「自立過程の挫折」に対する支援も必要である。

出典 : H19～H21年度「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」
(厚生労働科学研究 主任研究者 齋藤 万比古)

わが国の「ひきこもり」の推計数

＜把握の方法＞

全国11地域の住民から無作為に選択した4,134名を対象に、訓練を受けた調査員の戸別訪問による直接面接を実施。
(平成14年～平成17年度に、世界精神保健日本調査と合同で実施)

＜調査の結果＞

- ・対象者のうち、20～49歳の者(1,660名)の中で、過去にひきこもりを経験したことのある者 : 1.14%
 - ・面接を受けた対象者全員(4,134名)の中で、現在ひきこもり状態にある子どものいる世帯 : 0.56%
- (全国推計では約26万世帯)

出典 : H18年度「こころの健康についての疫学調査に関する研究」(厚生労働科学研究 主任研究者 川上 憲人 研究協力者 小山 明日香)

ひきこもりに関する施策(平成25年度予算)

施策の概要・平成25年度予算など

担当部局・課室

・ひきこもり対策推進事業(セーフティネット支援対策等事業費補助金250億円の内数)

都道府県・指定都市にひきこもり対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を整備し、第1次相談窓口としての役割等を担う。H25年度より新たにひきこもりサポーター養成・派遣事業を実施し、よりきめ細かい支援を実施。

社会・援護局
総務課

・精神保健福祉センター・保健所関連(精神保健福祉センター特定相談等事業費 92百万円の内数等)

精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。

・思春期精神保健対策研修会関連(PTSD・思春期精神保健対策事業費 18百万円の内数)

「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。

社会・援護局
障害保健福祉部
精神・障害保健課

・ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業37億円の内数)

コーディネーターの支援の下、ボランティア(学生等)による家庭等の訪問や保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。

・ひきこもり等児童宿泊等指導事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業37億円の内数)

一時保護所等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。

雇用均等・
児童家庭局
家庭福祉課

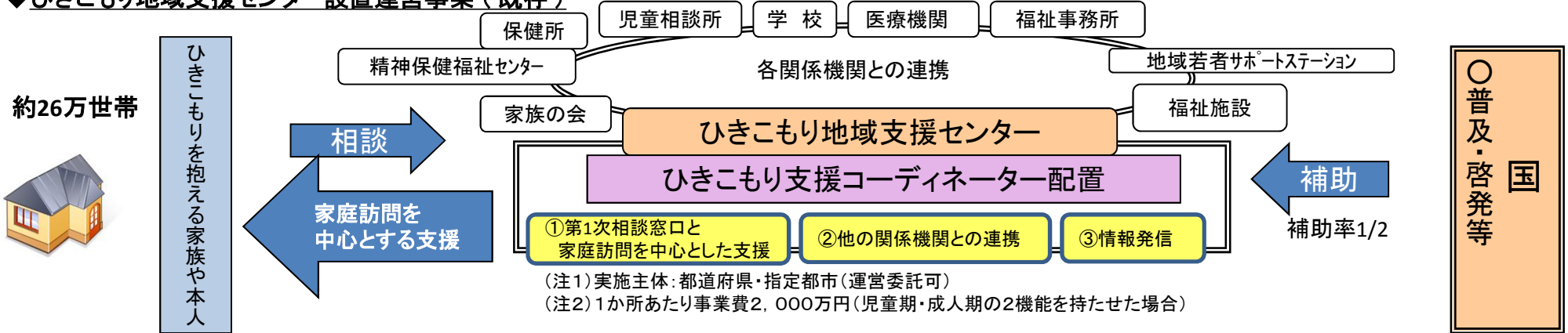
ひきこもり対策推進事業の拡充

平成25年度予算 : セーフティネット支援対策等事業費補助金 250 億円の内数

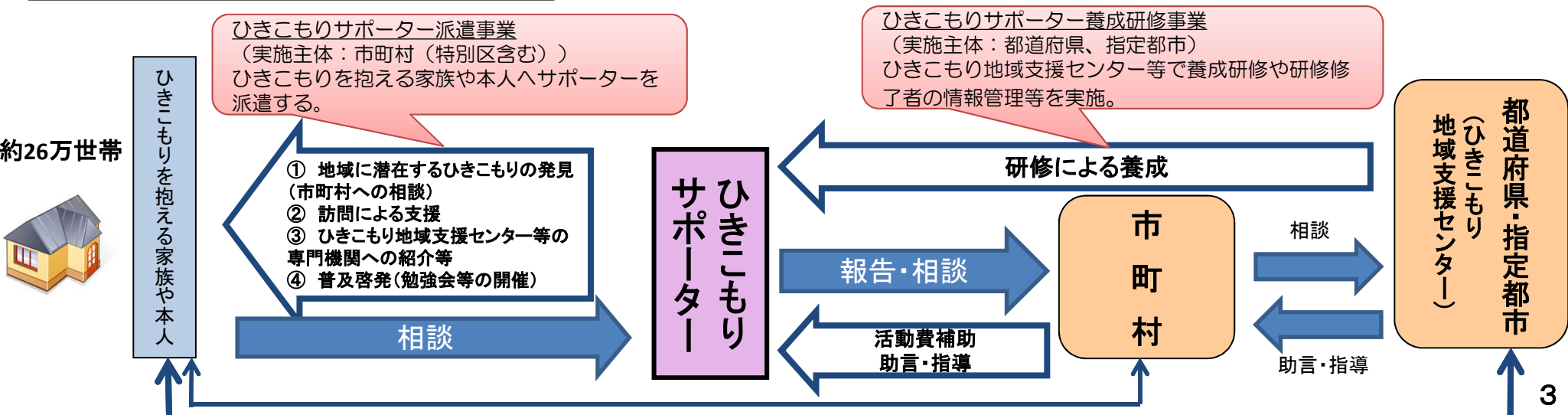
【要求要旨】

- 各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を平成21年度から整備(平成25年2月現在:38ヶ所設置済み)してきたが、今後もさらに設置を促進する必要がある。
- ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援(ピアサポート)や訪問などが十分に行われていないのではないか、等の課題がある。
- そのため、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」(=ひきこもり家族等の当事者(ピアサポート)等含む)を養成し、派遣する事業を行う。

◆ひきこもり地域支援センター設置運営事業(既存)



◆ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業(新規)



相談

精神保健福祉センター及び保健所、市町村における精神保健に関する相談窓口での対応

(精神保健福祉センター特定相談等事業費)

○精神保健福祉センターにおける「ひきこもり」の相談
のべ 24,880件 (H23年度)

(※)精神保健福祉センターは、精神保健福祉法第6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県に設置され、相談指導、普及・啓発等を実施。平成22年4月現在、全国で67カ所。

○保健所における「ひきこもり」の相談
のべ 16,037件 (H22年度)

(※)保健所は、地域保健法第5条に基づき、都道府県、指定都市、中核市、その他の政令で定める市又は特別区に設置。平成22年6月現在、全国で494カ所。

○市町村における「ひきこもり」の相談
のべ 19,312件 (H22年度)

(※)平成22年3月現在、1727市町村。

(参考 1) 「ひきこもりをめぐる地域精神保健活動のガイドライン」
平成12～14年度厚生労働科学研究(主任研究者:伊藤順一郎)で作成
厚生労働省のホームページにて公開中。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/07/tp0728-1.html>

(参考 2) 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」
平成19～21年度厚生労働科学研究(主任研究者:斎藤万比古)で作成
厚生労働省のホームページにて公開中。

http://www.ncgmkohndai.go.jp/pdf/jidouseishin/22ncgm_hikikomori.pdf

研修

思春期精神保健対策研修会
(PTSD・思春期精神保健対策事業費)

○目的:
「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。

○対象と内容

(1)ひきこもり支援にあたる従事者(H22年度より)
(内容)
「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」について
全般的な研修

(2)思春期精神医療に従事する医療従事者(主に医師)
(内容)
児童思春期精神医学、精神保健の系統的な講義

(3)思春期精神医療に従事する医療従事者(医師以外)
(内容)
児童思春期精神医療の実践的な研修

○実績:
平成13～24年度までに、医師、看護師等のコメディカル4,621名(のべ)が受講。

ひきこもり等児童福祉対策事業（平成25年度予算）

〈児童虐待・DV対策等総合支援事業37億円の内数〉

・「ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業」

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりの子どもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

また、ひきこもりの子どもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを実施し、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせ、子育てに対する不安を軽減するなど子育て家庭に対する支援の充実を図る。

※平成23年度実績（自治体数：38）

・「ひきこもり等児童宿泊等指導事業」

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

※平成23年度実績（自治体数：21）